

令和7年度
定期監査結果報告書
(第2次分)

和泉市監査委員

頁数には表紙・目次等を含みます。

監査報告第7号
令和8年2月9日

和泉市長 辻 宏康 様
和泉市議会議長 山本 秀明 様
和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志 様

和泉市監査委員 船富 康次
和泉市監査委員 埴田 英伸

令和7年度定期監査結果報告

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和7年度の定期監査（第2次分）を実施したので、その結果について同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

目 次

	頁
第 1 監査の種類 -----	4
第 2 監査の対象 -----	4
第 3 監査の主な着眼点 -----	4
第 4 監査の主な実施内容 -----	4
第 5 監査等の日程及び実施場所 -----	5
第 6 監査の結果 -----	5
(1) 地方自治法第 199 条第 1 項に基づく財務監査について -----	5
(2) 地方自治法第 199 条第 2 項に基づく行政監査について -----	5
第 7 意見 -----	6

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査

- ・地方自治法第199条第1項に基づく財務監査
- ・地方自治法第199条第2項に基づく行政監査

第2 監査の対象

- (1) 対象機関：幼稚園 2園 (国府幼稚園、北松尾幼稚園)
保育所 2園 (和泉保育園、芦部保育園)
- (2) 対象事務：令和7年4月1日から令和7年9月30日までの事務事業

第3 監査の主な着眼点

- ① 公金・準公金の取扱状況について
- ② 備品の管理状況について
- ③ 園児の安全管理について
- ④ タクシー乗車券の取扱状況について

第4 監査の主な実施内容

令和7年4月1日から令和7年9月30日までの財務などに関する事務事業について、和泉市監査基準第16条の規定に基づき、次の実施手続きを組み合わせ、監査を行った。

- (1) 実 査：事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によって直接検証する。
- (2) 確 認：事実の存否について、当該事項に関係のない第三者の証明書等の証拠をもって確かめる。
- (3) 証憑突合：資産、負債、取引や事象が正しく記録されていることを、その根拠となる資料等で確かめる。
- (4) 計算突合：記録や文書の計算の正確性を自ら計算し確かめる。
- (5) 質 問：事実の存否又は問題点について、関係職員に質問して、回答又は説明を求める。
- (6) 閲 覧：紙媒体、電子媒体又はその他の媒体による組織内外の記録や文書を確かめる。

第5 監査等の日程及び実施場所

- (1) 実施日程：令和7年10月24日から令和7年11月17日まで
- (2) 実施場所：市役所会議室、各幼稚園及び各保育所

第6 監査の結果

1 地方自治法第199条第1項に基づく財務監査について

財務監査においては、主に「公金・準公金の支出」「備品の取得及び管理」「タクシー乗車券の取得及び管理」など、適正に事務が執行されているかについて監査を行った。

各園とも、財務会計上の処理は、適正かつ効率的に執行されていたが、一部の園における事務処理において、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

なお、令和6年度定期監査の意見（なるべく現金を取り扱わない方法の検討）を踏まえ、従来、現金で回収していた職員の給食費を給与から控除できるよう事務改善が図られていた。

(1) 国府幼稚園

指摘事項なし

(2) 北松尾幼稚園

指摘事項なし

(3) 和泉保育園

- ・準公金（写真代）の現金出納帳において、通帳からの出金内容の記載漏れが見受けられた。

(4) 芦部保育園

指摘事項なし

2 地方自治法第199条第2項に基づく行政監査について

行政監査においては、「職員の働き方改革」「職員のメンタルヘルス」「児童虐待やネグレクトの状況と対策」「個人情報の取扱い状況」「防災・防火・不審者侵入訓練実施状況」など、園児の安全対策等に視点を置き監査を行った。

監査の結果は、以下のとおり、適切に実施されていた。

なお、これまでの定期監査の意見を踏まえ保育日誌等について、システムを活用したICT化が進められており、業務の効率化が図られていた。

- (1) 職員の働き方改革については、保育園では日誌等のICT化が進められており、業務の効率化が図られ保育士の負担軽減に繋がっていた。また、人員配置の工夫など管理職のリーダーシップの下、保育士の時間外勤務の軽減や休暇を取得しやすい環境づくりに取り組んでいた。
- (2) 職員のメンタルヘルスについては、各園において管理職が職員の様子を日常的に観察し、ストレスを抱えている兆候を見逃さないよう努めていた。また、積極的に保育士等に声掛けを行い、一人で悩むことがないよう相談しやすい雰囲気をつくり、風通しの良い職場環境の構築に取り組んでいた。
- (3) 児童虐待やネグレクトについては、保育士が日々、園児の様子や身体の状態を把握し、早期発見に努めていた。児童虐待等が疑われる場合には、市の関係部局や子ども家庭センターなどの関係機関と情報共有や連携を行い、適切に対応されていた。
- (4) 防災・防火・不審者侵入訓練については、各園とも月1回以上実施し、不測の事態に備えた取り組みを行っていた。

第7 意見

- (1) 「第6 監査の結果」に記載したとおり、様々な事務改善が図られていた。
引き続き、一部、保護者の都合などで口座振替にて徴収できない保育料について、キャッシュレス決済の推進など、できる限り現金を取り扱わない手法についての検討や保育士の負担軽減を図り、園児と向き合う時間の確保に繋がるよう、特に、業務効率化を引き続き積極的に推進していただきたい。

引き続き、保育士が園児と向き合う時間を現状より少しでも多く確保できるよう、保育士の負担軽減という観点から業務の効率化に積極的に取り組んでいただきたい。